

令和4年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)
令四・四・一以後終了事業年度分

留保金額に對する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は $(3,000\text{万円} \times \frac{1}{12})$ のいづれか少ない金額)	1	000 (1) の 10 % 相当額	5
年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額 ((21)-(1))又は $(1\text{億円} \times \frac{1}{12} - (1))$ のいづれか少ない金額)	2	000 (2) の 15 % 相当額	6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000 (3) の 20 % 相当額	7
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	000 計 (5)+(6)+(7)	8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	住民税 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「12」)	中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人
当前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。 (前期の(11))	10	【No.14】10欄の金額は、前事業年度の11欄の 金額と一致していますか。	
当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。 法人税額及び地方法人税額の合計額 ((別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」)- 別表六(五の二)「5の③」と0のいづれか多い金額)+(別表 六(五の二)「5の④」と0のいづれか多い金額))	11	の基礎とな る 民	中 小 企 業 者 等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「12」)
金額の合計額 (別表三(一)付表二「5」)	16	額	住民税 (22)又は(23)×10.4%
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「10」)	17	特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18	計	調整地方税額に係る控除額 (((24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表 六(二)付表六「7の計」)×10.4%)×20% (マイナスの場合は0))
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		住民税額から控除される金額 ((25)又は(26)のいづれか少ない金額)
留保控除額 (別表三(一)付表一「33」)	20		
課税留保金額 (19)-(20)	21	000	住民税額 (24)-(27)